



令和元年

次の10年へ
生衛法とともに歩みます

平成29年

生衛法制定・施行60周年
生衛業を守って60年

平成12年

第16次法改正
法律名称を環衛法から
「生衛法」に変更



昭和54年

第8次法改正
生衛法の目的を生衛業の
振興と消費者保護に改正
都道府県・全国指導
センターの設立

昭和32年

生衛法6月制定・9月施行
生衛組合が設立される
※当時の法律名は「環衛法」



昭和30年

生衛業の経営安定のための
法律制定を国会に請願

昭和20年代後半

低料金店の出現などで生衛業界は
過当競争で社会問題化



私たちと生衛法

支えられて60年、次の10年へ！

生衛法は、私たち生衛業の営業を支援し、公衆衛生の向上を図る法律です。
昭和32年に制定・施行され、平成29年に60周年を迎えました。
そして「令和」。私たちは、生衛法とともに新しい時代においても
利用者・消費者を擁護し、生衛業の振興を図ります。

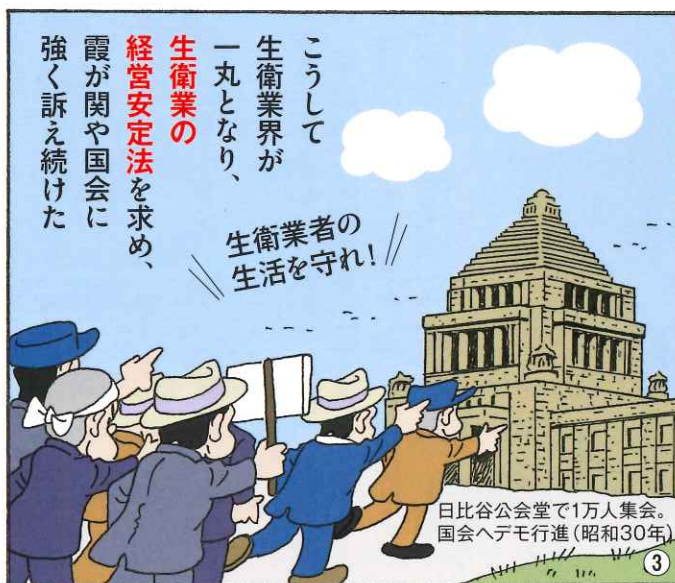
公益財団法人 全国生活衛生営業指導センター

公益財団法人 都道府県生活衛生営業指導センター

生活衛生営業指導センターは、衛生水準の維持向上及び経営の健全化の観点から、生衛業の皆様を支援する組織です。



生衛法の成り立ち



※生衛法…生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律
（昭和32年当時の名称は「環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律」）

生衛法はこのような法律です

生衛法第1条（目的）

この法律は、公衆衛生の見地から国民の日常生活に極めて深い関係のある生活衛生関係の営業について、衛生施設の改善向上、経営の健全化、振興等を通じてその衛生水準の維持向上を図り、あわせて利用者又は消費者の利益の擁護に資するため、営業者の組織の自主的活動を促進するとともに、当該営業における過度の競争がある等の場合における料金等の規制、当該営業の振興の計画的推進、当該営業に関する経営の健全化の指導、苦情処理等の業務を適正に処理する体制の整備、営業方法又は取引条件に係る表示の適正化等に関する制度の整備等の方策を講じ、もつて公衆衛生の向上及び増進に資し、並びに国民生活の安定に寄与することを目的とする。

生活衛生営業指導センターの実施事業

生活衛生営業指導センターは、「生衛法」（昭和54年第8次改正）に基づき、全国及び都道府県に、それぞれ1つだけ設立される公益財団法人です。
指導センターは、衛生水準の維持向上及び利用者・消費者を擁護する見地から生衛業の健全な発達を図ることを目的として、生衛業と生衛組合に対する支援活動を実施しています。

融資の相談

長期返済で低利の「日本政策金融公庫の生衛貸付」の申込手続きなどのご相談に応じています。



専門的な

消費者とのル、税務申金問題などて連携先の務士が応じ

経営の相談

資金繰りや衛生などお店の経営全般についてのご相談に応じています。



研修会・講習会の

生衛業の基問題やタイ話題について開催して



生衛組合の意義と活動

生衛法の制定で業種ごとに、各都道府県に1つ営業者の自主的組織として**同業組合**の設立が認められました



生活衛生関係営業 (生衛業) 17 業種

理容・美容・興行場・
クリーニング・
公衆浴場・旅館ホテル
簡易宿所・めん類・
すし・喫茶・中華料理・
社交・料理・一般飲食・
食肉・食鳥肉・氷雪

①

当時の生衛業は市中銀行からの資金借入れは容易でなかった

組合の度重なる要求活動で**生衛業のための金融公庫**もできました

環衛金融公庫



(昭和42年)

組合の行動力の成果です

④

生衛法は**昭和54年の大改正**で、**生衛業の振興と消費者保護**が法律の目的に追加されました。**指導センター**が新たに設立され、**生衛組合をサポート**することになりました



⑤

昭和32年～33年にかけて各地で続々組合が設立され**組合加入率は90%以上**でした。各組合の全国連合会も誕生しました



②

生衛組合は、地域の安全・安心の確保、地域の高齢化対応など**社会貢献活動**も実施しています

「地域の健康づくり応援」「訪日外国人の受け入れ体制の整備」「地元行政と災害地域協定の締結」など



⑥

理容店

美容室



月曜日
定休日

火曜日
定休日



生衛法制定で、組合は対外交渉力が強くなり、生衛業者の社会的地位も向上しました



③

当時、生衛組合は、衛生水準の向上と生衛業の経営の安定を図ることを目的に、料金や営業方法(休日、営業時間)に関する措置を実施することができた

生衛組合は地域の衛生水準の向上に貢献しているんだ皆さん! 組合に加入して地域を守りましょう!

組合には、どなたでも加入でき、加入すると様々なメリットがあります!



⑦

※組合加入メリットのリーフレットもご覧ください

相談

トラブル、年次計画、労務、弁護士、税理士、社会保険労務士、年次計画、労務、弁護士、税理士、社会保険労務士



行政や業界の最新情報の発信

生衛業に関連するニュースやイベント情報、タイムリーな調査研究結果などを発信しています。



標準営業約款(Sマーク)の策定・普及・推進

提供するサービスや商品が厚生労働省の認可基準を満たしているお店を「標準営業約款登録店」とするSマーク制度の普及・推進を図っています。



指導センターは生衛業の皆さまのサポーターです

無料です

どなたでも相談できます



実施

本格的な、年次計画、労務、弁護士、税理士、社会保険労務士、年次計画、労務、弁護士、税理士、社会保険労務士



苦情相談

消費生活センター等と連携をとりながら、消費者からの苦情相談に応じています。



その他、災害協定など

福祉施設への奉仕など地域への支援活動、災害発生時の地域・社会貢献のため、県との協定締結などを行っています。

お問い合わせ先は各都道府県指導センターへ(裏面電話番号をご覧ください)ホームページもご覧ください

〇〇県指導センター 検索

指導センターは、生衛組合への加入をおすすめしております。



生衛業、生衛組合は、 地域の安全・安心に貢献しています

生衛法に基いて設立された生衛組合は、組合員・生衛業界のためだけでなく、利用者・消費者、地域社会、地域経済、行政にとって、重要な組織となっています。

組合員にとって

- ・団体保険制度で経費節約
- ・特別金利の融資制度特典
- ・その他様々な経費節減特典
- ・最新情報入手
- ・無料相談の利用
- ・各種イベント参加

生衛業界にとって

- ・業界代表機能
- ・交際費課税の損金算入制度
- ・消費税の軽減税率制度
- ・受動喫煙防止対策の適用基準緩和等対策
- ・民泊の条例規制上乗せ等

行政にとって

- ・行政施策に対応した生衛サービス提供
- ・営業者の自主衛生管理によるHACCPの推進
- ・高齢者に対する支援サービスの実施
- ・大規模災害時の支援協定締結等

生衛組合の重要性

地域住民にとって

- ・健康・美容増進サービスを提供
- ・高齢者対策など地域福祉の推進
- ・安全・安心な生衛サービスを提供
- ・賠償保険加入でお客様の安全・安心確保
- ・利用者・消費者利益の擁護

地域経済にとって

- ・生衛業は地域活性化の一翼
- ・生衛業の雇用吸収力(雇用創出)
- ・商店街形成の主要業種として貢献
- ・インバウンドの受け入れ体制整備

地域社会にとって

- ・高齢者に対する生活支援サービスの提供
- ・利用者交流、地域コミュニティの場の提供
- ・地域文化、食文化の継承
- ・暮らしやすい街・快適な街づくりを推進

都道府県生活衛生営業指導センターは生衛業の皆様と生衛組合を支援します

お問い合わせは都道府県生活衛生営業指導センターへ

北海道 011-615-2112
青森県 017-722-7002
岩手県 019-624-6642
宮城県 022-343-8763
秋田県 018-874-9099
山形県 023-623-4323
福島県 024-525-4085
茨城県 029-225-6603
栃木県 028-625-2660
群馬県 027-224-1809
埼玉県 048-863-1873
千葉県 043-307-8272
東京都 03-3445-8751
神奈川県 045-212-1102
新潟県 025-378-2540
富山県 076-442-0285

石川県 076-259-6510
福井県 0776-25-2064
山梨県 055-232-1071
長野県 026-235-3612
岐阜県 058-216-3670
静岡県 054-272-7396
愛知県 052-953-7443
三重県 059-225-4181
滋賀県 077-524-2311
京都府 075-722-2051
大阪府 06-6943-5603
兵庫県 078-361-8097
奈良県 0742-33-3140
和歌山県 073-431-0657
鳥取県 0857-29-8590
島根県 0852-26-0651

岡山県 086-222-3598
広島県 082-532-1200
山口県 083-928-7512
徳島県 088-623-7400
香川県 087-862-3334
愛媛県 089-924-3305
高知県 088-855-5100
福岡県 092-651-5115
佐賀県 0952-25-1432
長崎県 095-824-6329
熊本県 096-362-3061
大分県 097-537-4858
宮崎県 0985-25-1466
鹿児島県 099-222-8332
沖縄県 098-891-8960

公益財団法人 全国生活衛生営業指導センター

住所 〒105-0004 東京都港区新橋6-8-2 全国生衛会館2階

TEL 03-5777-0341 FAX 03-5777-0342

URL <http://www.seiei.or.jp>